「資金不足比率」について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、宇和島地区広域事務組合の令和７年度決算に基づく「資金不足比率」を公表いたします。

資金不足比率とは、公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合を示す指標です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 22 条第 1 項に基づき、各年度の公表が義務付けられています。

当組合におきましては資金不足額が生じておらず、資金不足比率は「該当なし」となっております。これにより、経営の健全性が確保されていることを確認いたしました。

なお、比率の詳細につきましては、参考）制度の概要・比率の概要をご覧ください。

Ⅰ．資金不足比率

会計名称	資金不足比率	経営健全化基準
介護保険施設事業会計	－	20.00％

注）資金不足を生じていない（黒字）ため「－」で表示

－－

□ 算定式

公営企業の資金不足比率	資金の不足額÷公営企業の事業の規模
資金の不足額	一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
事業の規模	料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

（単位：千円）

①	②	③	④	⑤
流動負債　－ 控除企業債等(※)	算入地方債	流動資産	資金不足額 ①＋②－③	事業の規模
371,260	0	1,277,907	△906,647	2,851,832

控除企業債等(※)：令和７年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額

$$\frac{④ \quad = \quad △906,647}{⑤ \quad = \quad 2,851,832}$$

宇和島地区広域事務組合　令和７年度決算における資金不足比率

資金不足比率	**△31.79％**
【参考】令和６年度比率	△50.39％